

平成18年分所得税

確定申告

平成19年度町県民税

申告相談

受付期間 = 2月16日(金) ~ 3月15日(木)



町では、上記期間中申告相談を受付けますので、お早めに申告してください。

なお、地区日程日に申告できない人は、受付期間内に申告してください。(土・日曜日を除く)

收支内訳書、医療費控除の明細書は事前に作成してご持参ください。

申告しなければならない人

- ① 平成18年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの所得があった人
 - ② 給与所得者で、次に該当する場合
 - ③ 給与の年収が2,000万円を超える人
 - ④ 2か所以上から給与等を受けていたり、年の途中で退職をして、年末調整をしていない場合
 - ⑤ 年末調整後に、内容に変更が生じた人
 - ⑥ 給与所得のほかに、①のような所得がある場合
 - ⑦ 給与所得のみの人でも、事業主が「給与支払報告書」を町へ提出していない場合
 - ⑧ 公的年金受給者で、次に該当する場合
 - ⑨ 公的年金収入以外に、①のような所得がある場合
 - ⑩ 公的年金収入のみで、所得控除を受ける場合
 - ⑪ 医療費控除・住宅特別控除・寄付金控除・雑損控除などを受けようとする人
 - ⑫ 国民健康保険加入世帯の世帯主
- ※右記に該当しない場合(例えば、給与所得のみで年末調整を受けている場合や、所得が無く家族の扶養になっている場合は)、申告の必要はありません。
- ※青色申告の人、土地・建物・株式等の譲渡所得のあった人及び贈与・相続・消費税については、税務署に申告してください。

申告に必要なもの

- ① 印かん
 - ② 申告書(税務署から送付されている)
 - ③ 申告者名義の預貯金通帳(確定申告での所得税の口座振替による納付又は、還付金の受領の口座振込制度利用推進のため)
 - ④ 平成18年中の所得が明らかにできる書類
 - ⑤ 給与・報酬・賃金・年金等がある人は、源泉徴収票、支払調書(原本)
 - ⑥ 営業・農業・不動産所得のある人は收支内訳書(事前に作成しておくこと)
 - ⑦ 配当・一時・雑所得のある人はその所得の内容を証明する書類
 - ⑧ 国民健康保険税、国民年金保険料、医療費、生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払いのある人は、領収書又は証明書。障害者控除を受ける人は障害者手帳
 - ⑨ ボールペン・計算器具(電卓等)
- ### 申告をしなかったら...
- 国民健康保険加入者は、保険税の軽減が受けられません。
 - 国民年金保険料の申請免除が受けられません。
 - 児童扶養手当が受給できません。
 - 扶養関係・福祉関係の手続きなどに必要な証明書の交付ができません。

所得税の確定申告・町県民税の申告相談日程表

税金が作る未来とその笑顔

受付時間

午前の部
午前9時～11時

午後の部
午前1時～4時

会場

上三川町役場
3階大会議室

日付	地区名
2月16日(金)	上郷1区・2区
2月19日(月)	上郷3区・4区・5区・西蓼沼
2月20日(火)	東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・上文挾・西汗上東・露無・青雲寮・ひがしはら
2月21日(水)	東汗東・東汗西・西木代
2月22日(木)	西汗上西・西汗下
2月23日(金)	磯岡・美里・並木
2月26日(月)	本郷台第1・第2・日産関係・雇用促進住宅関係・友愛苑・マロニエプラザ
2月27日(火)	三ツ家・常光坊・下町1区・2区
2月28日(水)	下町3区・4区・5区・中町・大町・東館南部・泉町・三本木
3月1日(木)	上町・東館北部
3月2日(金)	井戸川・愛宕町・願成寺・桃畑・上蒲生東
3月5日(月)	上蒲生北部・上蒲生南部・下蒲生・坂上河原
3月6日(火)	五分一・三村・坂上本田
3月7日(水)	峰町・睦洲・しらさぎ
3月8日(木)	大山第1・第2・第3・第4・天神町
3月9日(金)	西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・間の田
3月12日(月)	上梁・川中子1区・2区・3区・県営かみのかわ住宅・ゆうぎが丘第1～第5
3月13日(火)	下神主・上神主・薄市・石田下坪・西田南・西田北・トーラスホーム
3月14日(水)	島崎・石田上坪・鞘堂・西浦・富士見台
3月15日(木)	申告書審査日

※混雑のため長時間お待ちいただく場合があります。また、混雑の状況により午前の受付でも、申告が午後になる場合がありますのでご了承ください。

国民年金保険料の納付証明書等の添付(提示)義務について

国民年金保険料を社会保険料控除する場合に、1年間の納付額を証明する書類を添付等することが義務づけられています。社会保険庁から納付額を証明した控除額証明書(ハガキ)が送付されますので、申告の際は、この証明書や領収書を必ず持参してください。

国民年金保険料の領収書や控除証明書をなくしてしまった場合は?

社会保険事務所や専用コールセンターに、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「生年月日」等を申出て、控除証明書の再発行を依頼してください。

▼連絡先

宇都宮西社会保険事務所

☎028(622)4222

専用コールセンター

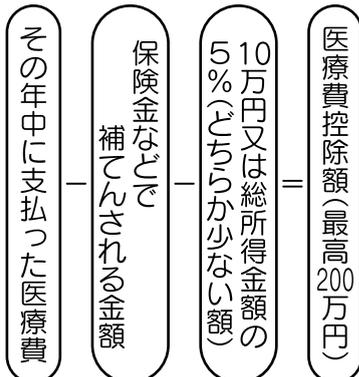
☎0570(00)9911

医療費控除を受けられる人へ

自己、又は生計を共にする配偶者や、その他親族のために医療費を支払った場合には、医療費控除の計算方法、又は下の算式によって計算した金額を、医療費控除として控除されます。

医療費の控除を受ける人は、医療費の領収書を「医療費を受けた人」「医療機関」「支払医療費」の順に整理・計算し、事前に医療費の明細書に記入のうえご持参ください。明細書の用紙は税務課に置いてあります。

医療費控除の計算方法



☆必要な書類等

医療機関からの領収書、支払った医療費に対し社会保険などから支給を受けた療養費や分娩費のほか、給付された金額を明らかにする明細書
介護サービスに対する支払額のうち医療費控除の対象となる金額については、領収書に明記してください。

※医療費とならないもの

- 医師などへの謝礼
- 健康診断や美容整形の費用
- 疾病予防や健康増進などの医薬品や、健康食品の購入費

▼問い合わせ先

税務課 住民税係

☎9122

本郷中学校 3年 仁平令子

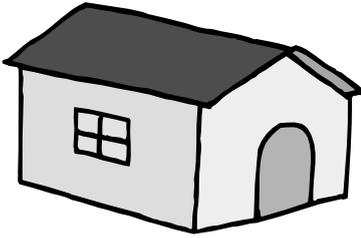
住宅借入金等特別控除を 受けられる人へ

住宅ローンを利用してマイホームの新築や増改築をした時には、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

主要要件等

新築住宅

- 住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き住んでいること。
- 家屋の床面積が50㎡以上で、かつ、2分の1以上が居住用であること。
- 控除を受ける年の所得金額が、3,000万円以下であること。
- 民間の金融機関や、住宅金融公庫などの住宅ローンを利用していること。
- 住宅ローンの返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済していること。



中古住宅

- 新築住宅の要件に当てはまること。
 - その家屋の取得の日以前、20年以内（マンション等の耐火建築物については25年以内）に建築されたものであることなど。
 - 建築後、使用されたことがある家屋であること。
- 増改築等**
- 自己の所有している家屋で、自己の居住用に使用しているものの増改築であること。
 - 増改築をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも上記の新築住宅の要件も満たしていること。
 - 増改築等の工事費用が、100万円を超えるものであること。
 - 自己の居住用部分の工事費用の額が、増改築等の工事費用総額の2分の1以上であること。



住宅借入金等特別控除提出（必要）書類等

①	住民票（平成19年発行のもの）
②	工事請負契約書又は売買契約書のコピー （契約年月日、契約金額、契約者名、物件記載のページ及び収入印紙が貼付してあるページのコピーが必要です。）
③	宇都宮法務局交付の建物の登記事項証明書（登記簿謄本） ※権利証（登記済証）は登記事項証明書ではありません。
④	宇都宮法務局交付の敷地等の登記事項証明書（登記簿謄本）、敷地等の売買契約書の写し （住宅敷地等の取得にかかる借入金が含まれている場合）
⑤	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 （2か所以上から交付を受けている場合はすべての証明書）
⑥	増改築などの場合は、①～⑤のほか検査済証の写し、建築確認通知書の写し、又は増改築等工事証明書
⑦	平成18年分の給与の源泉徴収票（原本）
⑧	印かん及び申告者名義の預貯金口座（還付金振込用）
⑨	ボールペン、卓上計算機

◎住宅借入金等特別控除 申告説明会の開催

- ▼日時＝2月9日(金)
午前10時～正午
午後1時30分～午後4時
- ▼場所＝役場3階大会議室
- ▼要件・書類等＝右記表のとおり



税務署からのお知らせ

正しい申告を！

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さんが、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという『申告納税制度』を採用しています。

確定申告をしなければならぬ人が期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしますと、後で不足分を納めるだけでなく、不足税額の15%又は10%の加算税が課せられる場合があります。さらに延滞税も納めなければならぬことになります。

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成することができ、ここで作成した申告書を印刷し、税務署に提出できます。

アドレス＝<http://www.nta.go.jp>

入力画面の案内に従って金額等を入力しますと、計算結果の表示や印刷ができます。

詳しい利用方法はホームページをご覧ください。



気をつけましょう!! 振り込めサギやエセ行為!!

にせ税理士にご注意を！

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続などを税理士に依頼する人が多いと思いますが、その際には、法律により税理士業務を行うことができる人に依頼してください。

納税者からの依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談は、税理士など法律により税理士業務を行える人にしかできないことになっています。

ところが、この時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼する人が多いことに便乗して、税理士業務を行えない人が申告書の作成などを行っている場合があります。

このようないわゆる「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した人に迷惑をかける結果となることが多いので、くれぐれもご注意ください。



税務署職員を装った不審な電話

最近、税務署職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆さんに電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

また、税務署や国税局では

- ①還付金受取のために、金融機関やコンビニ等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
- ②国税の納税のために金融機関の口座を指定して、個人名義や会社名義の口座へ振り込みを求めることはありません。
- ③電話でテープによる案内を行い、担当課に折り返し電話を求めることはありません。
- ④フリーダイヤル(0120-000-000)の電話を設置しておりませんのでご注意ください。

ご不審な点があるときは、宇都宮税務署まで電話等によりお問い合わせください。

▼問い合わせ先＝宇都宮税務署 総務課 ☎028(621)2151

税金が 導く僕らの 明るい未来

上三川中学校 3年 藤澤 竜也

白色申告の人は 収支内訳書の添付を！

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で確定申告書を提出する人は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

申告書の記入に当たって！

申告書を自分で書く時は、「所得税の確定申告の手引き」などを参考にしてください。

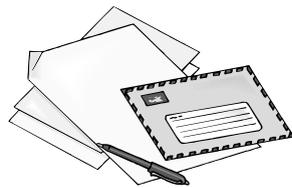
「所得税の確定申告の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していくと、所得や税額の計算が簡単に行えるようになっていきますので、ご自分で記入してお早めに提出してください。

税金の還付は口座振込で

還付申告される人は、本人の預金口座への振込による還付金の受取りが大変便利です。ご利用ください。振り込みを希望される人は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名・預金種別、口座番号を正確に書いてください。還付金振込時には、税務署から振り込み通知書が送付されます。

申告書作成ができたなら 提出は郵送でお早めに！

申告書は、郵送などにより提出することができます。確定申告の期間中は申告会場が大変混雑しますので、税務署に郵送等提出することをお勧めします。



納税は期限内に 振替納税のご利用を！

平成18年分の確定申告による所得税の納期限は、**3月15日(木)**です。

期限内に納付してください。

また、振替納税を利用されている人は、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。振替納税をまだ利用されていない人は、手数が省け、すっかり納税を忘れてしまつこともない振替納税が大変安全で便利です。ぜひご利用ください。

振替納税の場合の振替日＝
4月20日(金)

確定申告会場は『マロニエプラザ』

宇都宮税務署では平成18年分の所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告の相談と申告書の受付を、昨年に引き続きマロニエプラザで行います。開設期間は2月1日(休)から3月15日(休)までとなります。

なお、土・日曜日・祝日は開設しておりませんが、2月18日と25日の日曜日に限り、開設しています。(現金納付の窓業務は行いません。)

また、期間中他の催事と重なる場合や期間の後半は、申告会場や駐車場が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がありますのであらかじめご了承ください。この期間以外については税務署が確定申告会場となります。

▼問い合わせ先＝

宇都宮税務署

☎028(621)2151

所在地 宇都宮市元今泉6-1-37



～交通のご案内～
 ○JR宇都宮駅東口から徒歩15分
 ○バスをご利用の方
 JR宇都宮駅西口9番のりば
 越戸経由柳田車庫行、
 越戸経由松下電器行、
 宇都宮白楊高校前下車
 (徒歩1分)

▼送付・問い合わせ先＝

〒320-0865

宇都宮市昭和2-1-7

宇都宮税務署

☎028(621)2151